

保育料を無償化します

●問い合わせ 役場子育て支援課 子育て支援係 ☎096(293)5981

5月に、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立し、10月から幼児教育・保育の無償化を実施します。

幼児教育・保育の無償化は、子どもに対し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的としています。



幼稚園、保育所、認定子ども園などを利用する子ども

【対象者・利用料】

●幼稚園、保育所、認定子ども園などを利用する子どもの利用料を無償化します。無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学までの3年間です。

※幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化できます。

●通園送迎費、給食費(9月号でお知らせします)、行事費などはこれまで通り保護者の負担になります。ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもと全ての世帯の第3子以降の子どもについては、給食費のうち、おかず・おやつなどの費用を免除します。

●0～2歳児までの子どもについては、住民税非課税世帯を対象として利用料を無償化します。
●幼稚園については、月額上限2万5,700円です。

【対象となる施設・事業】

●幼稚園、保育所、認定子ども園に加え、地域型保育、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も同様に無償化の対象となります。
※地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

幼稚園の預かり保育を利用する子ども

【対象者・利用料】

●無償化の対象となるためには、町から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

※原則、通っている幼稚園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労などの要件(認可保育所の利用と同等の要件)がありますので、お問い合わせください。

●幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて最大月額1万1,300円までの範囲で預かり保育の利用料を無償化します。

認可外保育施設などを利用する子ども

【対象者・利用料】

●無償化の対象となるためには、町から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
●3～5歳までの子どもは月額3万7,000円まで、0～2歳児までの住民税非課税世帯の子どもは月額4万2,000円までの利用料を無償化します。

【対象となる施設・事業】

●認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。

就学前の児童発達支援事業所などを利用する子ども

●問い合わせ 役場福祉課 障害福祉係 ☎096(293)3510

●就学前の児童発達支援事業所などを利用する子どもについても、満3歳になった後の4月1日から小学校入学までの3年間の利用料を無償化します。

●0～2歳児までの子どもについては、現行制度をそのまま継続します。
※無償化に当たり、新たな手続きは不要です。

幼児教育・保育無償化の主な例

	保育所など	幼稚園・認定子ども園		認可外保育施設など	児童発達支援など
		教育	預かり保育		
3～5歳児	○	○ (上限 25,700円)	○✖ (上限 11,300円)	○✖ (上限 37,000円)	○
満3歳児	/	○ (上限 25,700円)	×	/	/
市民税非課税世帯 満3歳児	/	○ (上限 25,700円)	○✖ (上限 16,300円)	/	/
市民税非課税世帯 0～2歳児	○	/	/	○✖ (上限 42,000円)	○

※無償化に当たり保育の必要性の認定が必要です。

現在、保育園を利用している人は、保育料に給食費(おかず・おやつ)が含まれています。今回の無償化は、給食費を除いた保育料のみが対象となります。なお、実費徴収となる給食費の支払い方法の変更や免除の対象となる人については、9月号でお知らせします。